

いじめに関する対応マニュアル

○事件発生からの対応のポイント

1 被害児童の状況把握とその対応

- ①事実確認を行い、その時受けている心理的圧迫感をしっかり受け止めるとともに、児童だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ②相談を受けた担任のみで判断するのではなく、校長に報告し、教頭、学年主任、教育相談担当者等と情報を共有するとともに、必要に応じていじめ不登校対策委員会を開いて、学校の問題ととらえ組織的に対応する。その時個人情報の扱いについては留意する。
- ③児童の心情を十分理解しながら、時間的な経過や、関係者などできるだけ具体的な状況を聞き取る。その際、単に事実だけを求めるのではなく、児童の心の痛み等を軽減するように努める。また、今後の指導に生かすため記録を残す。
- ④被害児童を守り通す姿勢を示したうえで、関係諸機関とも連携を図り、最善の努力をすることを伝え、話しやすい雰囲気をつくるとともに、信頼されている教職員等が聞き取るようにする。また、専門的な知識を持つスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携し対応する。
- ⑤相談を受けたいじめが一定の限度を超える場合には、村教育委員会と連携し加害者に対し出席停止の措置を講じたり、警察等関係機関の協力を求め、厳しい対応策をとることも必要で、特に暴行や恐喝など犯罪行為にあたるいじめの場合は、必ず警察等関係機関と連携して対処する。
- ⑥養護教諭やスクールカウンセラー等が協力をして、心のケアに努める。

2 加害児童の状況把握とその対応

- ①事実確認を行ない、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ②担任のみで判断するのではなく、校長、教頭、学年主任、教育相談担当者等と情報を共有するとともに必要に応じていじめ不登校対策委員会を開いて、学校の問題ととらえ組織的に対応する。その時個人情報の扱いについて留意する。
- ③いじめを起こした背景や、時間的な経過、他校、他学年、卒業生等との関係など、できるだけ具体的な状況を把握する。その際、単に事実だけを追及するのではなく、当該児童の課題を生活背景等(学校生活、家庭環境、友人関係、保護者等)と関連させ明確にする。また、今後の指導に生かすため記録を残す。犯罪行為があれば、必ず警察と連携し、事件後も協同で指導する。
- ④聞き取りは、不用意に周囲に知れることがないように配慮する。その際一方的な説諭にならないようにし、専門的な知識を持つスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、信頼されている教職員が聞くなどの工夫する。
- ⑤心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにする。

3 保護者への連絡、教育委員会等への報告

- ①速やかに家庭訪問を実施する。(可能な限り事情を聞いた当日に行う。)
- ②被害児童の保護者には、経過や学校の対応を正確に伝え、謝罪と今後のケアへの取組について説

明し、理解と協力を依頼する。

- ③加害児童の保護者には、事象の具体的な内容や被害児童の心情を正確に伝え、今後の学校の取組について、理解と協力を依頼する。その際、加害児童の課題解決のための具体的な支援について話し合う。
- ④速やかに教育委員会に報告するとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行う。
- ⑤他の小中学校や高等学校、有職・無職少年と関係して発生した事例も増加している。このため、関係諸機関(所轄の警察署、少年サポートセンター、少年補導センター、家庭裁判所等)や家庭及び、地域の協力者会議等と連携を図り、生徒の個人情報を十分保護したうえで、問題行動についての報告や情報交換を行い解決に向けた具体的な取組を進める。

4 事後措置

- ①「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を一人ひとりの児童に徹底し、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないということを理解させるとともに、いじめを大人に伝えることは正しい行為であることを認識させる。
- ②いじめられている児童については、学校が徹底的に守り通すということを、言葉と態度で示す。
- ③学級活動、道徳教育等で、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、善悪の区別や正義と勇気等について適切に指導する。
- ④新しい情報が得られ次第、第二報、第三報を教育委員会に報告し、対応を協議する。

○指導(教育)の充実(いじめ防止及びいじめ発生に備えた学校体制)

- ①校長のリーダーシップを発揮する。
 - ・情報を収集し、必要に応じていじめ不登校対策委員会を招集する。
- ②アンケート調査を実施するとともに適宜面談等を行い、日常から児童の実態把握に努める。
 - ・連絡帳での本人や保護者の情報、友人との関係や休み時間等の観察により、日常から児童の実態把握に努める。
 - ・定期的なアンケート調査とその結果を受けた相談週間を実施する。
 - ・定期的なアセスの実施により、集団の中での意欲や満足度等を把握し、いじめの発見に役立つ。(年2回)
- ③児童に関する情報の共有化を図る。
 - ・生徒指導資料「心にとめておきたい児童について」を作成する。
 - ・職員会、終礼、学校運営委員会等で児童理解の時間を設け、情報を共有化する。
- ④全ての教職員が「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る問題である」という共通認識を持つ。
 - ・職員研修により、職員の共通認識を図る。

- ⑤指導方針に関する教職員間の共通理解と組織的な指導体制を確立する。
- ・ いじめ不登校対策委員会を基盤にして、教職員間の指導方針の共通化を図る。
- ⑥豊かな人間関係づくりと教育相談を充実する。
- ・ 相談窓口（保健室、相談室）を開設し、関係機関との連携を図る。
- ⑦緊急時に備えた校内体制を整備する。
- ・ 「いじめに関する対応マニュアル」をもとに、いじめ不登校対策委員会により対応する。
- ⑧児童に関する情報の引き継ぎを十分に行う。
- ・ 生徒指導に関する情報を関係職員により文書で共有化する。
- ⑨家庭、地域、関係機関との連携方針を確立し共通理解を図る。
- ・ 学校要覧、学校だより、学校自己評価等により、連携方針を発信する。
- ⑩保護者・地域住民との連携を適切に行う。
- ・ 連絡ノート、PTAの会合、民生児童委員との懇談会、学校保健委員会により連携を図る。
- ⑪保護者へ啓発、支援等を行う。
- ・ 連絡ノート、学校だより、学年だより、学級懇談会等により、啓発、支援を行う。
- ⑫地域住民等からの意見を受け止めて反映させる。
- ・ 行事におけるアンケートや学校自己評価等により、意見の受け止めを行う。
- ⑬日頃から関係機関と連携を図る。
- ・ 相談窓口やいじめ不登校対策委員会を中心に、スクールカウンセラー等との連携を図る。
- ⑭体験活動など多様な指導方針による教育実践を図る。
- ・ 農村体験や交流給食等により村内の方々と触れ合う活動を行い、「社会力」の育成を図る。
- ⑮特別活動等において創意工夫を行う。
- ・ 児童会活動、クラブ活動、地区子ども会、金管バンド、みどりの少年団等により、異年齢集団での活動を行い、自主性・社会性を養い、個性の伸長を図る。
- ⑯規範意識の向上に向けて関係機関との連携による取組を実践する。
- ・ 県教委及び村教委等の情報をもとに、規範意識の向上に向けた取組を実践する。